

# 第1章 市議会のしくみ

## 第1節 市役所の仕事と市議会の役割

### 1 市役所（執行機関）の仕事

市役所は、市民のみなさんが安心して暮らせるように、生活にかかせないさまざまな仕事をしています。

例えば、市民のみなさんにいろいろな証明書を発行したり、子供・お年寄りや体の不自由な人のための仕事や、市内の商工業や農林水産業を発展させるためのお手伝いをしたり、まちをきれいに整備して公園や道路をつくったり、その他にもいろいろな仕事があります。

市役所の組織は、市長を中心とした「執行部局」（部課や局）と「行政委員会」（教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・農業委員会、固定資産評価審査委員会）及び「行政委員」（監査委員）により構成されており、それぞれ権限は分散されていますが、相互の連携を図りながら仕事をしています。

平成17年5月に新田辺市が発足し、より一層市役所の仕事が効率よくできるように、そして市民のみなさんへのサービスがよくなるように、がんばっています。

### 2 市議会（議決機関）の役割

市議会は、市民を代表する市議会議員から構成され、快適で住みやすいまちづくりをするため、市政に対する一般質問や市長の提案する事業計画や予算、条例案などを審議し、市政が進むべき方向を最終的に決定する役割を担っています。

その議決に従って市長や教育委員会などの執行機関はさまざまな施策を執行することになります。

また、市の意思決定を行う大切な議決機関である市議会は、執行機関から独立し、対等な立場にあります。

（参考） 田辺市の議員数

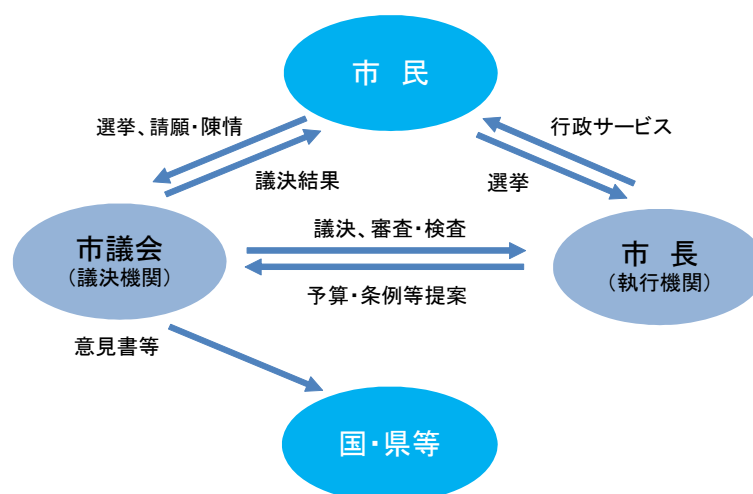
法定上限数：30人	条例定数：26人	現員数：26人
-----------	----------	---------

※ 法定上限数・・・「地方自治法第91条」に規定。

条例定数・・・「田辺市議会議員の定数条例」に規定。

現員数・・・平成21年4月26日に行われた市議会議員一般選挙から、議員定数が削減され、従来までの30人から4人減の26人となりました。

### 【市議会と市役所の関係】



市議会と市長などの執行機関は、お互いに独立・対等の立場にあり、お互いに尊重し合いながら市民生活の向上に努めています。

## 第2節 市議会の権限

市議会は、地方自治法に基づき、代表的なものとして次のような権限が与えられています。

### 1 議決権（地方自治法第96条）

議決を得ないと執行できない議案（条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、契約の締結、財産の取得や処分）について審議し、議決により決定します。

この議決権は、議会に与えられた最も重要な権限です。

### 2 調査権（地方自治法第100条）

市政全般にわたって正しく行われているか独自に調査を行う権限で、必要に応じて関係者の出頭及び証言、記録の提出を請求することができる権限です。

調査権の行使には、決議案又は動議の提出によって議決を要し調査を終了するときも議決手続をします。

なお、地方自治法第100条に規定されていることから、「100条調査権」といわれています。

### 3 意見書提出権（地方自治法第99条）

田辺市にかかわりの深い事柄に対し、国会や関係行政庁に意見書を提出し、市議会としての意思表示を行うことができる権限です。

なお、意見書の提出は、委員会の議決を経て委員長から、又は提案する議員が提出議員以外に2人以上の賛成者の連署を得て提出されます。

### 4 選挙権（地方自治法第97条、第103条、第106条、第182条 他）

法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する選挙を行うことができる権限です。

選挙には、①市議会の議長や副議長、②仮議長、③選挙管理委員会委員及び補充員などがあります。

### 5 同意権（地方自治法第145条、第162条、第196条 他）

市長の退職や市長が選任する重要な人事（副市長、監査委員、教育委員会委員など）などは、事前に市議会に同意という形で関与する権限を与えています。

### 6 検査権・監査請求権（地方自治法第98条）

市の事務に関する書類及び計算書を検閲することなどにより、事務の管理、議決の執行及び出納の状況を検査することができる権限です。これは、議会の議決によって行使されるものです。

また、必要があれば監査委員に対して事務に関する監査を求め、監査結果に関する報告を請求することもできます。

### 7 請願・陳情の受理と審査（地方自治法第124条）

市民からの要望を市政に反映させるため、請願書・陳情書の形で受理し、慎重に審査する権限です。

なお、詳しくは、【第2章市民と議員 第1節市民の義務と権利】をご参照ください。

### 8 自律権（地方自治法第102条、第120条、127条、第129条～134条 他）

市議会内部の事柄について、自主的に決定できる権限です。

具体的には、①議会の会期及びその開閉に関する事項、②会議規則の制定等、③議員の懲罰、④議員の資格決定、⑤議会の紀律、⑥議会の自主解散などがあります。

市議会には、  
いろんな権限が  
あるんだね！



## 第3節 市議会の構成

### 1 議長と副議長

「議長」と「副議長」は、議員の中から選挙によって選ばれます。

「議長」は、議会の代表者として、市議会の秩序を保ち、会議の進行役を務めるなど、議会に関するさまざまな事務を処理します。また、市議会の代表として、いろんな会議や市の行事に出席します。

「副議長」は、議長を補佐し、議長が事故などで不在のときに、議長に代わってその仕事をを行います。田辺市議会では、申し合わせにより議長の任期は2年、副議長の任期は1年となっています。

(議長) 宮田 政 敏



(副議長) 塚 寿 雄



### 2 議員

議員は、みなさんの選挙によって選ばれ、その任期は4年です。

また、市議会の常任委員会や特別委員会などの委員となる以外にも、市の監査委員や一部事務組合（公立紀南病院組合など）の議会議員、各種審議会などの委員に就任しています。

### 3 会派

市議会では、同じ主義・主張を持った議員が集まって「会派」を結成し、活動しています。現在、田辺市議会では、会派の結成には2人以上の所属議員が必要となっています。

### 4 議会事務局

田辺市議会には、田辺市議会事務局設置条例により事務局が置かれ、議長によって任命される事務局長と職員が、本会議や委員会の準備・進行の補佐などの議会活動の補助をしています。

#### 【主な事務局の仕事】

- ・ 会議の開催に関すること
- ・ 議案、請願、陳情及び意見書に関すること
- ・ 議事日程及び諸般の報告に関すること
- ・ 議決事項の処理に関すること
- ・ 会議録の調製に関すること
- ・ 各種調査、資料の収集及び統計に関すること
- ・ 議員提出議案の立案調整に関すること
- ・ 議会において行う選挙に関すること
- ・ 人事及び諸給与に関すること
- ・ 議会費の経理に関すること
- ・ 議員共済会に関すること
- ・ 議長会及び研修会に関すること

## 第4節 市議会の運営

### 1 定例会と臨時会

市議会には、定期的に開かれる「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」とがあります。

田辺市議会では、年4回（通例3月、6月、9月、12月）定例会が開かれており、市議会の議決が必要な事柄について審議します。また、定例会では間に合わない場合には、臨時会を開き審議します。

定例会、臨時会の会期中には、本会議や委員会が開かれ、議案の審議・審査・議決などの議員活動を行います。

#### ※ 定例会及び臨時会の呼称

本会議は、定例会及び臨時会を通じて、会期ごとの歴年の通し回数番号により、「平成〇年第〇回定例会（臨時会）」と呼んでいます。

【市議会の招集（平成20年中）】

田 辺 市 議 会	議 案 内 容	会 期
第1回（3月）定例会	新年度予算案など	2月27日～ 3月26日
第2回（6月）定例会	各種条例の一部改正など	6月13日～ 7月 7日
第3回（9月）定例会	企業会計の決算議案など	9月 3日～ 9月29日
第4回（12月）定例会	一般会計の決算議案など	11月26日～12月18日

#### ※ 議会の招集

議会の招集権は、定例会・臨時会とも市長にあります。

招集の告示は、原則として本会議初日の7日前までに行います。

#### ※ 臨時会の招集請求

①議長が議会運営委員会の議決を経た場合、②議員定数の4分の1以上の議員から臨時会招集の請求があった場合には、市長に対して会議に付議すべき事件を示して、臨時会の招集請求ができ、市長は請求日から20日以内に臨時会を招集しなければなりません。

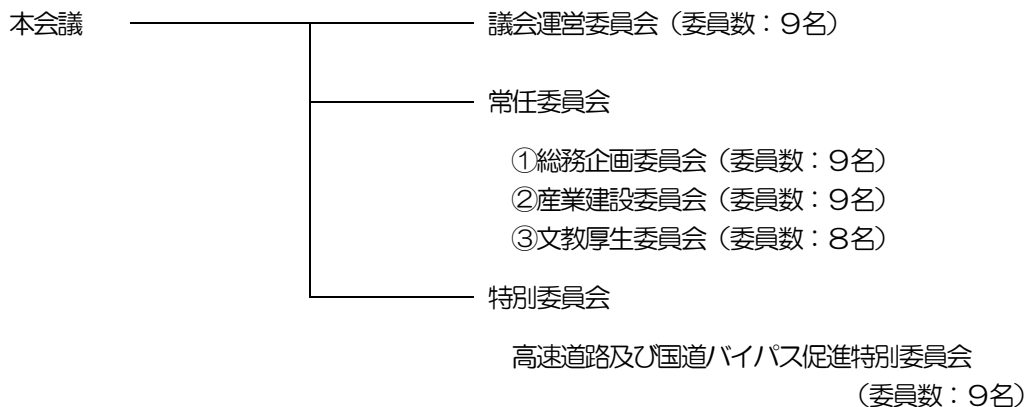
#### ※ 会期

本会議を行う期間を会期といいます。

会期は、本会議の初日に議会の議決によって定め、会期中に提出された議案などを審議し、議会としての結論を出します。審議の状況によっては、会期を延長したり、短縮することもできます。

### 2 本会議と委員会

【市議会の構成】



① 本会議

全議員が、市長や議員が提出した議案などについて、質疑・討論・表決などを行い、議会の最終的意思を決定する会議です。

② 委員会

i 常任委員会（地方自治法第109条）

（総務企画委員会・産業建設委員会・文教厚生委員会）

現在、田辺市議会には3つの「常任委員会」が設置されており、市の仕事全体を大きく3つに分け、関係する議案や請願等を審査し、その結果を本会議に報告し決定に役立てます。

議員は、必ず1つの常任委員会に所属します。

ii 議会運営委員会（地方自治法第109条の2）

議会が公正円滑に運営されるように話し合いを行い、会期の決定や議会の運営などについて協議します。

iii 特別委員会（地方自治法第110条）

特定の事項を審査するため、必要に応じて議会の議決を経て「特別委員会」を設置することができます。

③ その他の会議

- ・ 全議員で話し合いをする全員協議会
- ・ 会派の代表者で諸問題を協議する会派代表者会議
- ・ 常任委員会の運営等について協議する正副委員長会議

【委員会の構成】

委員会等の名称		議 員 名		
常任委員会	総務企画委員会（9名）	◎ 安達 克典	○ 市橋 宗行	久保 浩二
		佐井 昭子	陸平 輝昭	山口 進
		宮田 政敏	天野 正一	森 哲男
	企画部、総務部、会計課、消防本部、消防署、消防団、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会の所管に関する事項及び他の委員会の所管に属しない事項			
産業建設委員会（9名）	◎ 中本 賢治	○ 安達 幸治	川崎 五一	
	鈴木 太雄	山本 紳次	出水 豊数	
	高垣 幸司	吉田 克己	吉本 忠義	
産業部、建設部、水道部、農業委員会の所管に関する事項				
文教厚生委員会（8名）	◎ 久保 隆一	○ 真砂みよ子	谷口 和樹	
	小川 浩樹	塚 寿雄	松下 泰子	
	棒引 昭治	宮本 正信		
市民環境部、保健福祉部、教育委員会に関する事項				
特別委員会	高速道路及び国道バイパス促進特別委員会（9名）	◎ 吉田 克己	○ 久保 浩二	市橋 宗行
		安達 克典	佐井 昭子	中本 賢治
		棒引 昭治	宮本 正信	陸平 輝昭
高速道路及び国道バイパスの促進に関する事項				
議会運営委員会（9名）	◎ 高垣 幸司	○ 川崎 五一	安達 克典	
	小川 浩樹	松下 泰子	山口 進	
	吉田 克己	久保 隆一	天野 正一	
議会の日程や議案の取り扱いについて協議するほか、必要に応じて議案及び請願の審査も行います。				

◎ 委員長 ○ 副委員長

## 第5節 市議会の原則

市議会には、地方自治法や田辺市議会会議規則の定めにより、民主的かつ円滑で効率的な議会運営を図るため、代表的なものとして次のような原則があります。

### 1 定足数の原則（地方自治法第113条）

会議を開いたり、議決を行うときは、一定数以上の議員の出席が必要です。この最小限必要な出席議員数を定足数といいます。定足数は、原則として議員定数の半数以上となっています。

### 2 議事公開の原則（地方自治法第115条）

市議会の会議は、これを公開とします。

地方自治法でいう会議とは本会議を指しますが、本市では各委員会も原則公開としています。

公開の内容としては、傍聴の自由、報道の自由、会議録の公表があります。

ただし、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決した場合は、秘密会として非公開にすることができます。

### 3 過半数議決の原則（地方自治法第116条）

地方自治法に特別の定めのない限り、市議会の議事は、出席議員の過半数で決定します。

議長は議決に加わることはできませんが、賛成と反対が同数になったときには議長が決定します。

### 4 発言自由の原則（地方自治法第132条）

住民の信託を受けた議員がその職責を果たすため、議員の言論は十分に尊重され保障されなければなりません。無礼な言葉の使用と他人の私生活にわたる発言は禁止されています。

また、発言は議長の許可が必要であるなど、若干の制限はあります。

### 5 会期不継続の原則（地方自治法第119条）

会期中に決まらなかった議案等は、会期終了と同時に消滅し、次の会期に継続することはできません。

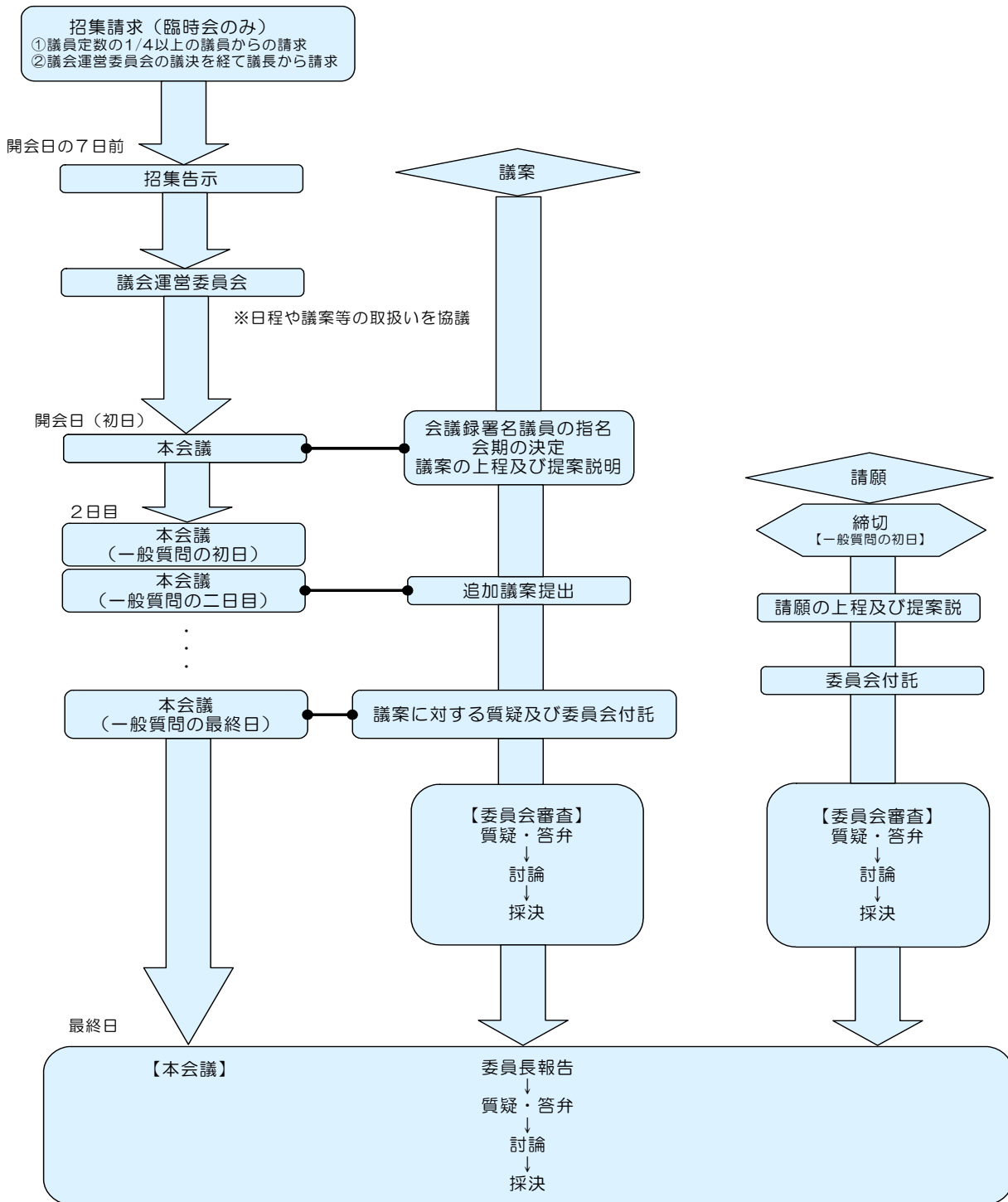
継続させたい場合は、市議会の議決により委員会での閉会中の継続審査の手続きをとります。

### 6 一事不再議の原則（田辺市議会会議規則第15条）

市議会で一度議決された事柄については、同一会期中は再び提出することはできません。

## 第6節 会議の流れ

通常の定例会の流れは、次の図のようになっています。



- 1 定例会開会日の7日前までに市長により招集告示が行われ、各議員に通知します。
- 2 定例会開会日までに議会運営委員会を開催し、日程や議案等の取扱いを協議します。
- 3 議案提案日には、提出者（市長等）から議案の提案説明が行われます。
- 4 定例会2日目からは、一般質問が行われ、質問者の人数等によって、通常3日間から5日間で行います。
- 5 一般質問の最終日には、議案に対する質疑及び委員会付託をします。
- 6 各常任委員会・特別委員会に付託された案件について、委員会での審査を行います。  
なお、常任委員会は通常1日に1委員会の開催を基本としています。
- 7 定例会最終日には、各委員会での審査結果及び審査内容を委員長から報告され（委員長報告）、質疑、討論、採決を行います。

（注意） 定例会での一般的な流れであって、必ずしもこのとおりに進められるものではありません。